

岩手県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成19年1月5日

岩手県知事 増田寛也

- 1(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 282号
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
八幡平市大更第1地割23番1地先から第2地割11番2地先まで	新	m 18.8～13.3	m 112.0
	旧	15.0～12.9	112.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成19年1月5日から同年2月5日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 340号
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
九戸郡軽米町大字晴山第21地割40番7地先から34番1地先まで	新	m 22.0～16.1	m 232.0
	旧	21.3～15.3	232.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成19年1月5日から同年2月5日まで